

パブリックコメント手続実施要項

作成日: 令和4年(2022年) 1月19日

案 件 の 名 称	箕面市食品ロス削減推進計画(素案)
パブリックコメント手続 実 施 の 目 的	本市の食品ロス削減推進計画策定にあたり、広く市民のみなさまの声を聴くため
実 施 部 局 名	市民部 環境整備室
(問い合わせ先)	環境整備室 (電話:072-729-2371)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	(1)箕面市食品ロス削減推進計画(素案)の概要 (2)箕面市食品ロス削減推進計画(素案)
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1)市ホームページ (アドレス https://www.city.minoh.lg.jp/seibi/pabukome.html) (2)市民部環境整備室(箕面市環境クリーンセンター) (3)行政資料コーナー(箕面市役所別館1階) (4)豊川支所、止々呂美支所 (5)西南生涯学習センター (6)中央・東・西南・桜ヶ丘・船場・小野原図書館、らいとぴあ21 図書コーナー (7)みのお市民活動センター ※(2)~(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※(5)から(7)は、各施設の開館日、開館時間中
意 見 等 の 提 出 期 間	令和4年(2022年)2月14日から3月15日まで(郵便の場合は消印有効)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口で書面で提出 (2)郵便による送付(〒562-0021 箕面市大字粟生間谷 2898-1 環境整備室) (3)ファクシミリによる送付(FAX:072-729-7337) (4)電子メールによる送付(Email: seibipabu@maple.city.minoh.lg.jp) ※閲覧場所の窓口で意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。 (自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 で き る か た	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)~(5)に該当するかたにあたっては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	お寄せいただいたご意見は、氏名・住所などの個人情報を除き、類似のご意見などは集約させていただいた上で、そのご意見に対する市の考え方と対応を含めて、「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 (公表時期は令和4年(2022年)3月を予定しています) * 意見提出者への個別回答はいたしませんので、ご了承ください。 * 今回いただいた際に収集した個人情報については、他の目的に利用することはありません。
備 考	